

？ 猶予された期間の保険料は将来納めなければいけないの。

！ 納付特例が認められた月から10年以内なら、さかのぼって納めることができます。

これを追納といいます。追納された場合は、納めた場合と同じように老齢年金の年金額が計算されるので、就職してゆとりができた場合は、追納をおすすめします。

※追納する保険料には、経過した年数に応じて一定額が加算されます。

？ どこへ行けば手続きができるの。

！ 市役所市民課年金係に申請書があります。職員がくわしく説明を行います。お気軽にご相談ください。また追納を希望する場合の『納付書』の再発行の際も連絡してください。

？ 何をもっていけばいいの。

！ ・印鑑 (認印)

・離職票または雇用保険受給者証 (会社等を退職したことを理由に免除申請する場合)

・廃業届 (事業をしていたが倒産したことで免除申請する場合)

・り災届 (天災、火災その他これらに類する災害で被害総額が財産の2分の1以上となる損害を受けたことで申請する場合)

・学生証または在学証明書 (学生納付特例を申請する場合)

社会保険庁や社会保険事務所などから年金に関する通知が届いたら、すぐ開いてわかりにくいことは社会保険事務所または、市役所年金係へ問い合わせてください。内容によっては期限があり、そのまま放っておくと手続きできなくなることがあります。

■ 問合先 市民課年金係 ㊦ (内線370、268)

国民年金保険料の納付は口座振替が断然お得です

口座振替なら一度手続きするだけで、あなたの預(貯)金口座から自動的に保険料を納めることができるので、納め忘れの心配がなく、納めに行く手間が省けてとても便利です。

「前納」や「早割制度」を利用すると、保険料が割引されてたいへんお得です。

◎ 1年度分を口座振替で前納……保険料が3,490円割引

◎ 6か月分を口座振替で前納……保険料が 490円割引 (割引額は平成18年度の割引額)

* 1年前納は4月末、6か月前納は4月末および10月末の引き落としに限られています。

ご希望の場合は、2月28日(水)までに社会保険事務所または金融機関まで。

口座振替だけの割引

毎月の納付も口座振替がお得です！ (早割制度がおすすめです)

引き落とし方法を、毎月納付(当月末振替による早割)にすると保険料が月々50円お安くなります。年間600円お得です。(平成18年度の割引金額です)

申込みはお早めに！

◎ 手続きは、市役所(年金係)・社会保険事務所または金融機関で簡単にできます。

◎ 申出書が必要な場合は、社会保険事務所までご連絡いただければ郵送します。

■ 問合先 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531

市民課年金係 ㊦ (内線370、268)